

【2010年10月22日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第1号 ■

厚労省人事労務マガジンをご購読いただき、ありがとうございます。

毎月定期的にお届けするのに加え、今回のように別刊として随時情報をお届けいたします。

新卒者や既卒者の積極的な採用をお願いします。

～企業における新卒者などの採用を見直してください～

10月8日、厳しい就職状況打開のために、細川厚生労働大臣ほか関係大臣が主要な経済団体に対し、新卒者・既卒者の積極的な採用に向けた取り組みについて要請を行いました。

厚生労働省はじめ政府では、新卒者、既卒者の就職支援のための政策を実施していますが、企業の経営者、人事担当の皆さまにも、ご理解とご協力をお願いしたいという趣旨です。

企業の皆さまにとっても、新卒者の採用状況が厳しい現在は、優秀な人材を採用できるチャンスです。

卒業後、就職できなかった優秀な方も多くおられます。こうした方にも門戸を開き、卒業後3年以内の既卒者についても新卒枠で応募を受け付けていただくようお願いします。

かつての就職氷河期といわれた時期に就職できず、フリーターとなっていた方を正社員として採用し、こんな優秀な人材が埋もれていたのかと喜ばれた事業主もおられます。

新しく奨励金制度も準備しましたので、これらをご活用いただいて、ぜひ積極的な採用をお願いします。

また、ハローワークでも企業と就職希望者の雇用のミスマッチ解消に向けた取り

組みを強化しています。どのようなことでも結構ですので、最寄りのハローワークにご相談ください。

＜既卒者などの採用にあたっての奨励金制度＞

○3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金のご案内

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/c-top-a.pdf>

○3年以内既卒者トライアル雇用奨励金のご案内

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/c-top-b.pdf>

《大臣から経済団体を通じて企業の皆さまへお願いしている内容》

採用枠の拡大

[1]人材募集にあたっては、新卒者・既卒者のための採用枠拡大をぜひご検討ください。

[2]卒業後3年以内の既卒者を新卒枠で応募受付

新規枠での募集にあたっては、少なくとも卒業後3年以内の既卒者も応募できるようにしてください。既卒者の新卒枠での採用が促進されるよう、ご協力お願いします。

[3]早期の採用選考活動の抑制

就職・採用活動の早期化は大学教育を阻害し、学生の質の低下も招きかねません。企業・学生双方にメリットをもたらす就職・採用活動の実現にご協力をお願いします。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000trj8.html>

=====

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ 国民の声へリンク）
<https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★注意事項についてはこちらをご覧ください。

<http://merumaga.mhlw.go.jp/>

★編集：厚生労働省

●当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。

●登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登

録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。

- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応していません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用等著作権法上認められた行為として、適宜の方法により出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====